

情報公開・個人情報保護の実施状況

市では、市政における公正の確保と透明性の向上を図るために「土岐市情報公開条例」を、また個人情報の適切な取り扱いと自己情報の開示請求など個人の権利を保障するために「土岐市個人情報保護条例」をそれぞれ定めています。

■平成24年度情報公開の実施状況

請求件数8件（開示6件、一部開示1件、不開示1件）
公開された主な文書（委託契約関係書類、会議録など）

■平成24年度個人情報保護の運用状況

請求件数2件（開示1件、一部開示1件）

■不服申し立ての状況

情報公開制度や個人情報保護制度において、市が行った開示などの決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定に基づく不服申し立てをすることができます。市は不服申し立てがあったときは、中立的な立場からその決定を審議する「情報公開・個人情報保護審査会」の意見を聞き、その意見を尊重した決定をしなければなりません。

平成24年度は、不服申し立てはありませんでした。

■情報コーナー

情報コーナー（市役所1階・玄関ロビー）には、市が保有する情報を検索するための資料や予算書、統計書、市議会会議録などを設置しています。自由に閲覧できますので、ご利用ください。

問 総務課行政係（内線225）

日本赤十字社 社資募集のお礼

日本赤十字社は、人道、博愛の理念に基づき、世界189カ国の赤十字社と手をつなぎ、災害や紛争などによる飢餓・疫病などで苦しむ人々を国際的に救護するとともに、国内においても災害救護をはじめ、奉仕団活動、救急法、家庭看護法などの普及や医療・血液事業などの地域に根差した活動を行っています。

皆さんには、本年度もこの活動資金となる社資の募集にご協力をいただき、ありがとうございました。



問 福祉課厚生援護係（内線165）

冬を迎える前に 早めに水道の防寒対策をしましょう

毎年冬を迎えると、水道管や水道メーターが凍結して水が出なくなったり、破損したりする事故が多発します。その際の修繕費用や漏水した水道料金は、個人負担となってしまいます。

毎朝いつも通り水道が利用できるように、事前に防寒対策をして破損事故などを防ぎましょう。

※修理などの依頼は、必ず市水道工事指定店へお願いします。

※旅行などで水道を長期間使用しない場合は、元栓を閉じてください。

■注意が必要な箇所

- ▷ 露出している水道管や水道メーター
- ▷ 屋外の蛇口、散水栓など

■防寒方法

- ▷ 露出している水道管を発泡スチロールや古い布などで覆ってビニールを被せ、その上からビニールテープで巻く。
- ▷ メーターボックスの中に、保温材（発泡スチロールや古い布など）を入れておく。

■凍結してしまった場合

ぬるま湯をかけて解凍する（ひび割れや破裂を防ぐため、火や熱湯は使わない）。

問 水道課（内線125）

